

総 務 課

いじめ相談体制の強化について

いじめに関する学校及び教育委員会等の対応や説明に納得が得られない場合や第三者への相談を希望する保護者に対応し、問題の早期解決につなげていくため、区長部局に弁護士によるいじめに関する学校対応相談窓口を設置します。

1 設置の目的

文部科学省がいじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）に基づき毎年度実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの認知件数は全国的に増加しており、同省は、学校における適切な調査の実施のため、令和 6 年 8 月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂するなど、いじめ防止対策に取り組んでいます。

区においてもいじめの事案が報告されており、子どもの命や人権を守る取組を強化することが求められています。

いじめの事案は、現場である学校や教育委員会が対応していますが、事情が複雑に関係している場合があり、学校の対応を疑問に感じたり、納得できないケースも想定されます。

こうした事態を早期に解決し、子どもを守るために、第三者として中立的な立場で適切な説明を行う弁護士によるいじめに関する学校対応相談窓口を設置します。

2 いじめに関する学校対応相談窓口の概要

(1) 相談員

弁護士 1 名

(2) 対象者

区内在住の中学生までの子どもの保護者

(3) 相談の流れ（別紙参照）

ア 相談者は、相談票を作成し、面談日の予約を行います。

イ 相談員は相談者と面談を行い、面談結果を区に報告します。

ウ 相談員は、学校及び教育委員会に対して、いじめの相談に対する対応状況についてヒアリングを行います。

エ 相談員はヒアリングの状況を踏まえて、相談者に対し面談を行い、必要な助言や説明を行います。

(4) 開始時期

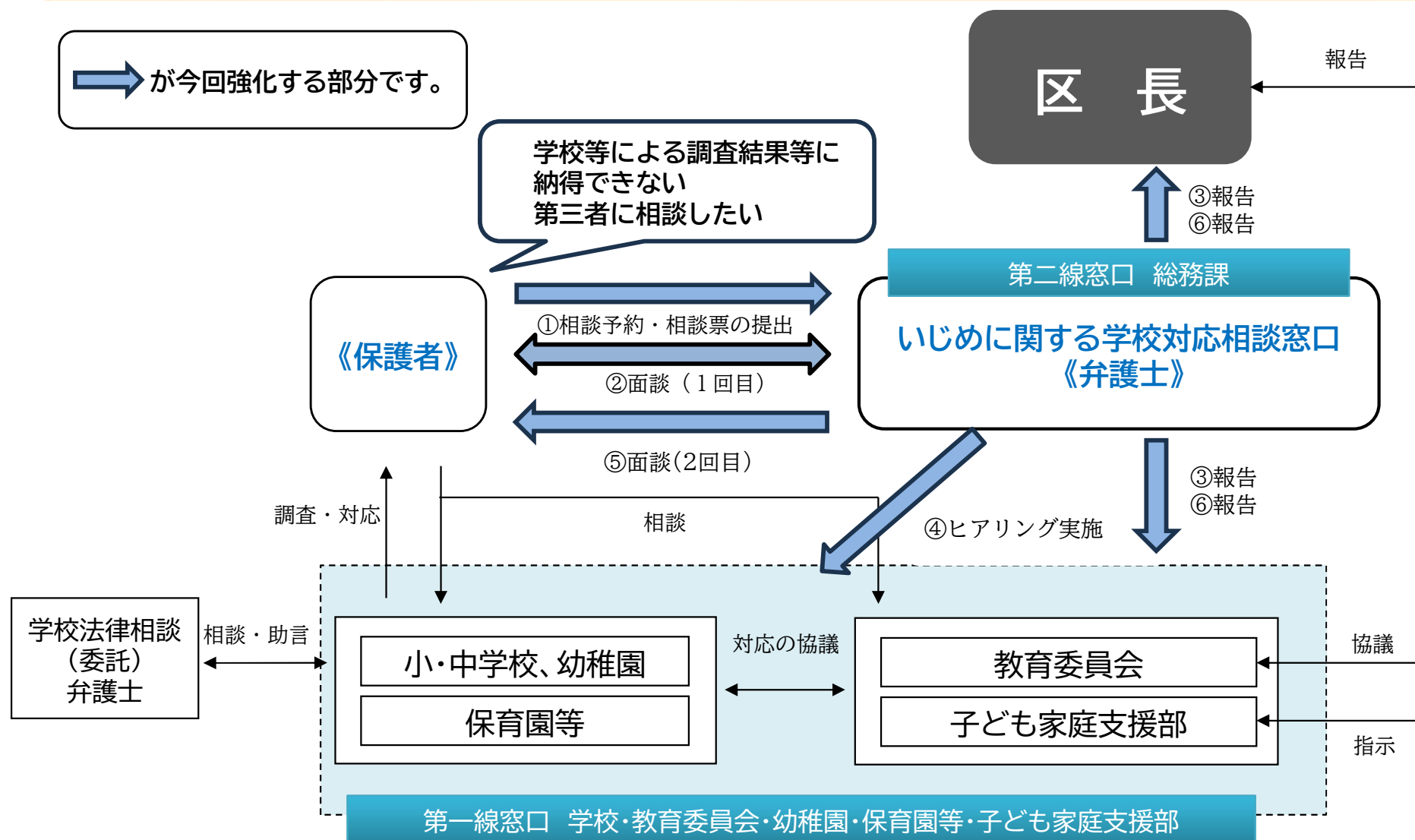
令和8年9月

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年8月 実施体制整備

9月 区民への周知、相談の受付開始

いじめに関する学校対応相談窓口の設置



※私立学校等については、学校等の了承が得られた場合に限り、ヒアリング等を行います。